

(案)

きらめ

煌くまち

文化振興ビジョン（第二次改訂版）

《2017～2021》

## 目 次

1 策定の趣旨	2
2 基本目標	2
3 計画期間	3
4 現状と課題	4
5 テーマと重点アクション	11
6 テーマ別施策体系	12
① テーマA まちじゅうアートフェスタ	12
② テーマB にぎわいのあるまち	17
③ テーマC 未来に向かうまち	24

### 参考資料

◆宇部市文化の振興及び文化によるまちづくり条例	31
◆宇部市文化振興まちづくり審議会からの答申書	...

## 1

### 策定の趣旨

文化芸術活動を通して享受する楽しさや感動は、人生の喜び、生きる糧となるもので、日々の暮らしに潤いをもたらし、心豊かな市民生活や活力ある社会の基礎ともいえるものです。

このため本市では、平成22年に「宇都市文化の振興及び文化によるまちづくり条例」を制定し、平成24年に「煌くまち 文化振興ビジョン（第一次ビジョン）」（計画期間：平成24年度～平成28年度）を策定し、「文化によるまちづくり」についての取組を進めてきたところです。

このたび、このビジョンの計画期間が平成28年度で満了することから、次の5年間を見据えた新たなビジョンを策定します。

なお、改訂に際しては、宇都市文化振興まちづくり審議会での審議や、市民アンケート・ワークショップ等で寄せられた市民の意見を反映させるとともに、平成32年に開催される「2020東京オリンピック・パラリンピック」に関する「文化プログラム」や平成33年の「市制施行100周年」の取組等も視野に入れ、テーマや重点アクション等の見直しを行いました。

## 2

### 基本目標

このビジョンの基本目標は、第一次ビジョンの基本目標を引き継ぎ、

## 『人と地域がきらめく 文化の薫るまち』

とします。

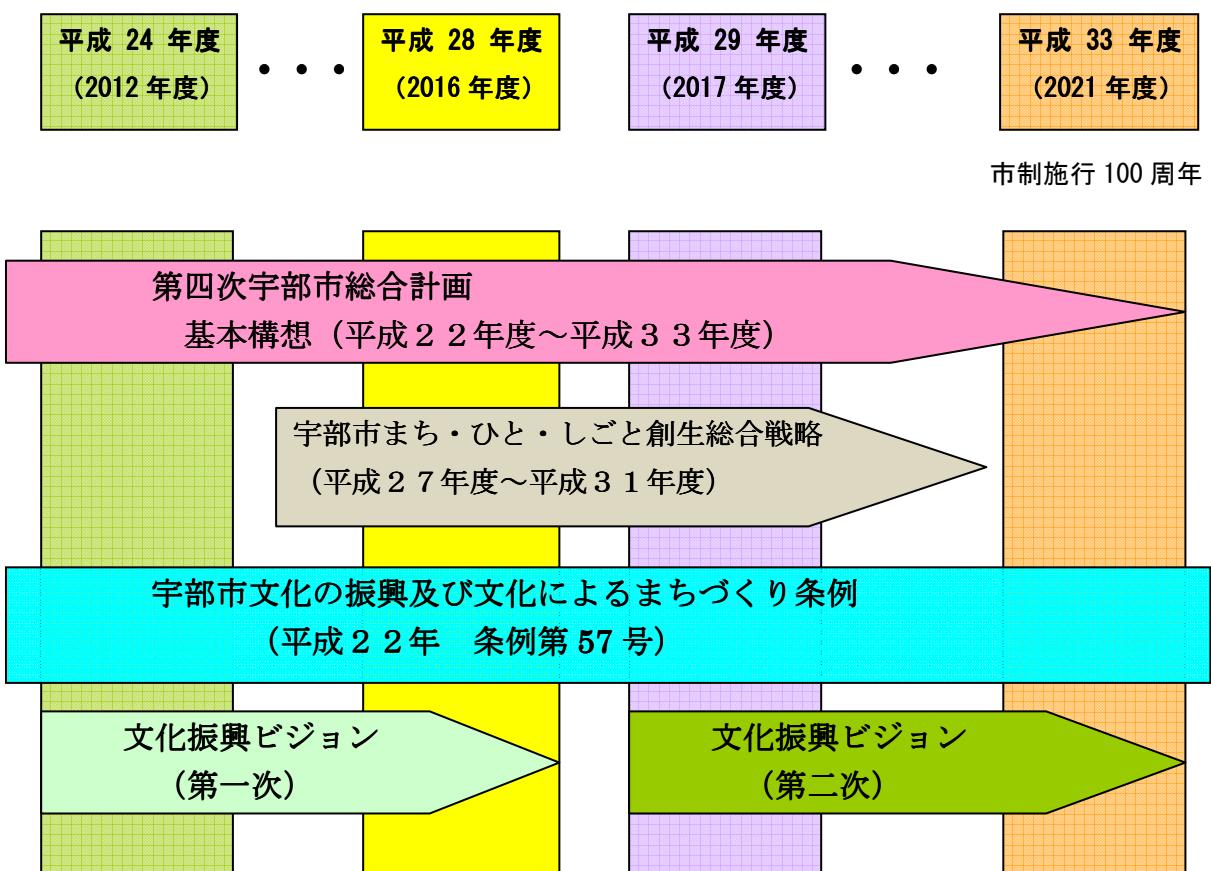
### 3

## 計画期間

### (1) 計画期間

このビジョンの計画期間は、平成29年度(2017年度)から平成33年度(2021年度)までの5年間とします。

なお、このビジョンについては、宇部市文化振興まちづくり審議会において、毎年点検と検証を行うとともに、社会経済情勢等の変化も勘案し、必要に応じて見直しを行います。

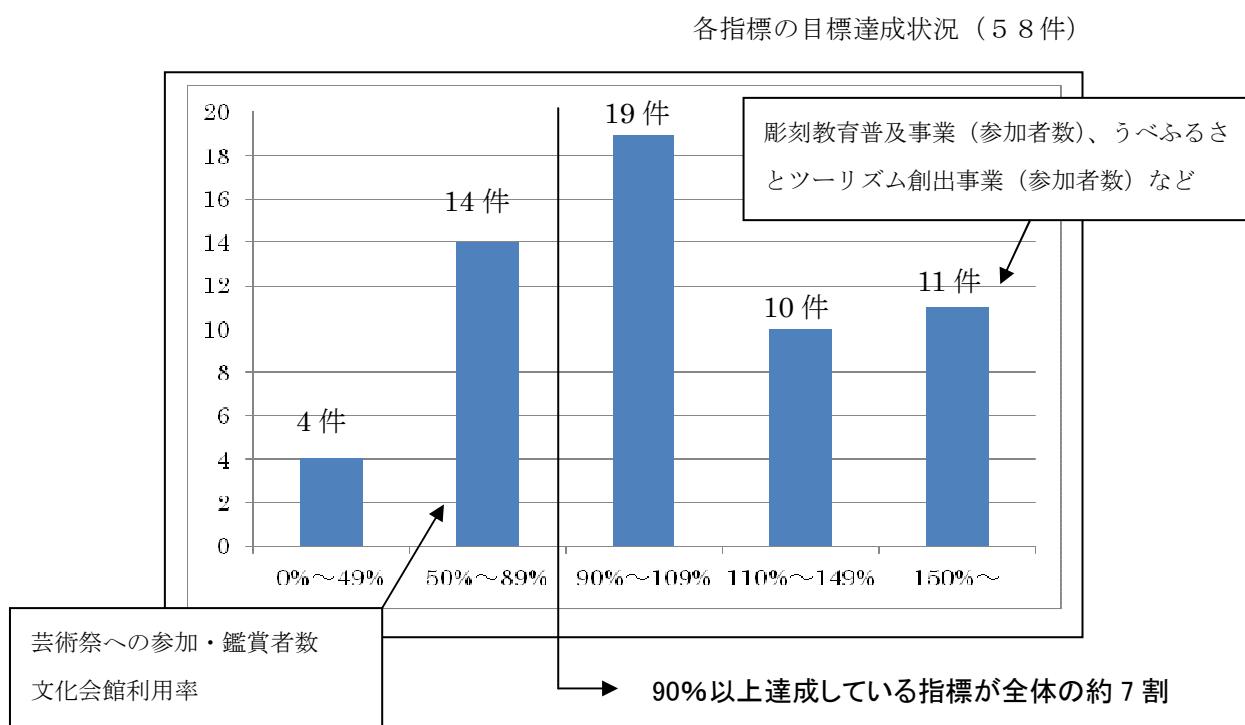


## 現状と課題

ビジョンの改訂にあたっては、第一次ビジョンの事業進捗状況を踏まえるとともに、市民の文化芸術活動の現状や今後のあり方などに関する「市民アンケート調査」及び「市民ワークショップ」を実施し、その結果を参考としました。

### 1 第一次ビジョン事業進捗状況

第一次ビジョンでは、計画期間中の各年度に目標指標を設定しており、平成27年度末までの進捗状況については、以下のとおりとなっています。



#### [第二次ビジョンでは]

約7割の項目が目標値にほぼ到達しており、特に彫刻教育やうべふるさとツーリズムなど体験型の事業については大幅に上回っています。一方で芸術祭への参加・鑑賞者数や文化会館等利用率などについては目標値を下回っており、第二次ビジョンにおいては、市民の文化活動のPR・支援や文化芸術に関わる人材の育成をより一層充実させていく必要があります。

## 2 市民アンケート調査

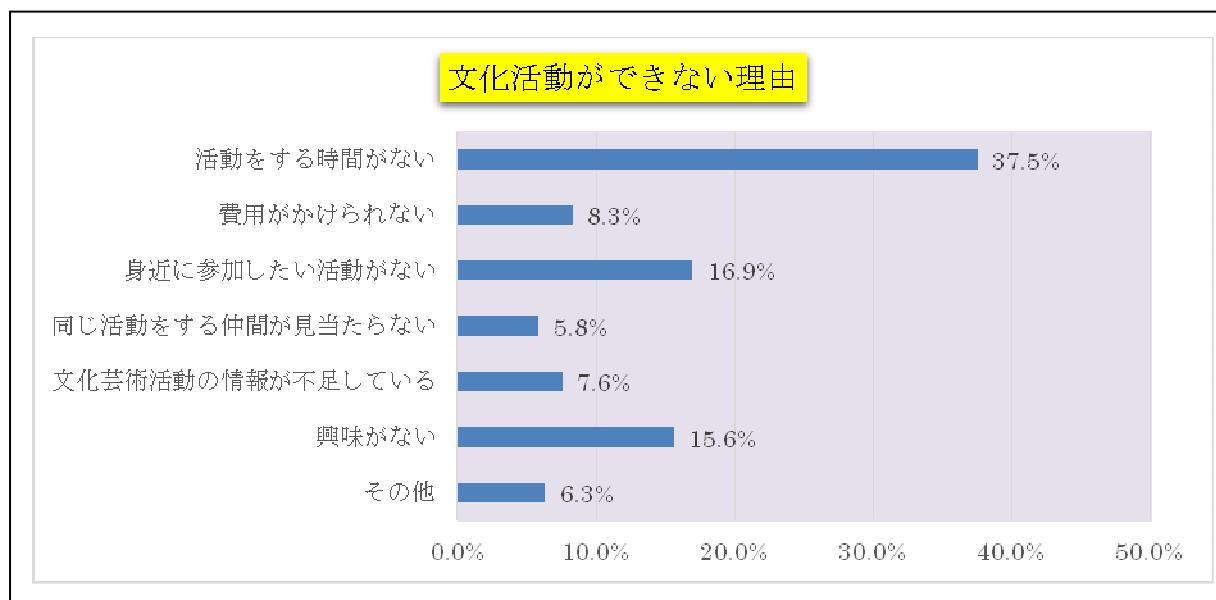
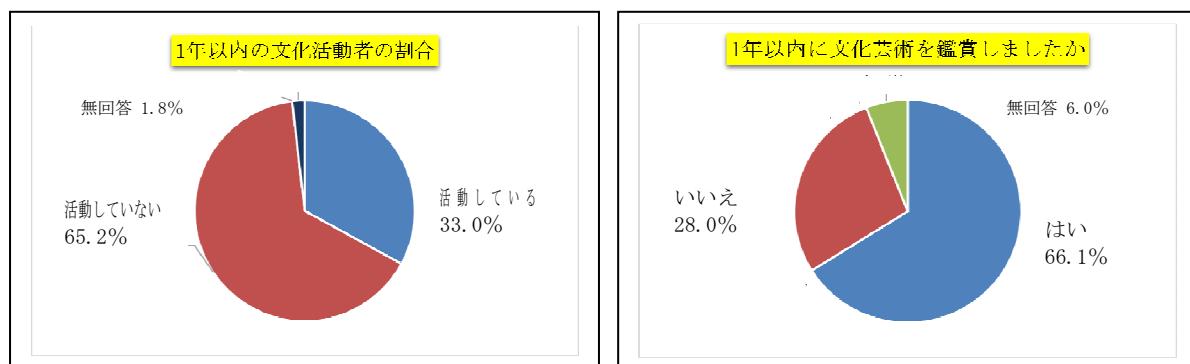
### (1) 回答者について (実施時期: 平成 28 年 7 月)

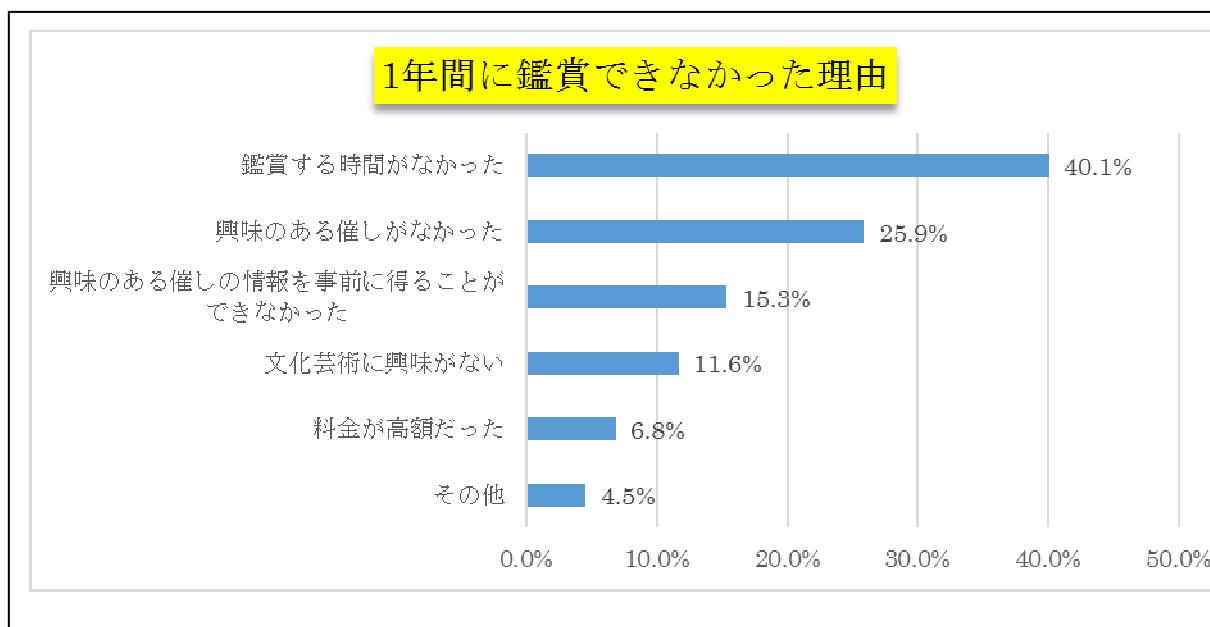
- ・インターネット市民モニター登録者 106 人
- ・イベント来場者及び市民センター等利用者 1, 153 人  
(※イベント: ふれあい運動推進大会や芸術祭など)
- 合計: 1, 259 人

### (2) 調査結果について

「1年以内に自身で演じたり、創ったり、描いたりなどの文化芸術に関する創作・発表等の活動をしているか」との問い合わせに対して、自身の文化芸術活動については「活動していない」と回答した人が 65.2% でした。

また、「この1年間に文化芸術を鑑賞した」と回答した方は 66.1% となっており、文化芸術活動は行っていないが、文化芸術への関心は高いという傾向が伺えます。





●文化芸術の活動を行っていない・鑑賞していない理由として、「時間的制約」や「身近に参加したい活動や興味がある催しがない」、「情報不足」などが挙げられました。

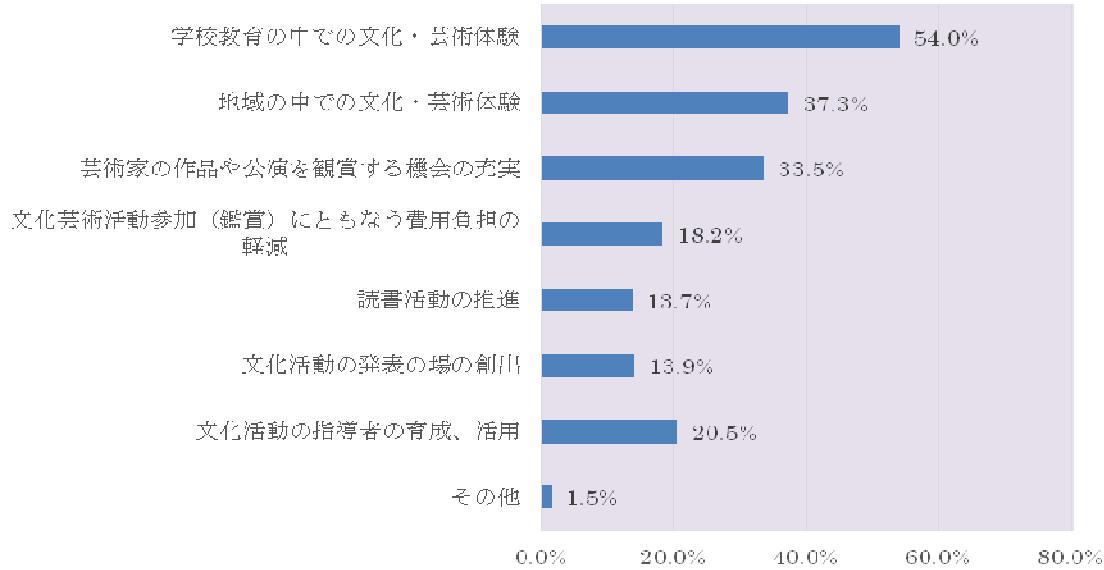
#### この結果から市民が文化芸術活動に参加しやすい環境づくりとして

- ⇒ 平日や夜間のイベント開催など、市民が日常的に文化に触れる・親しめるような環境づくりを行うことが必要です。
- ⇒ 魅力ある多彩な文化イベントの誘致・創出など、参加したい活動や興味がある催しがないと言う人に対して、文化を身近に感じ、文化イベントに関心をもってもらうことが必要です。
- ⇒ イベントの効果的な周知・PRなど、情報不足によって、文化芸術活動に触れる機会を逃すことのないようにする必要があります。

#### また、市民が気づいていない、日々の生活の中にある「文化活動」を実感できる環境づくりとして

- ⇒ 「文化」の幅広さを市民に理解してもらうための働きかけが必要です。  
(例) カラオケで歌うこと、展示されている子どもの描いた絵を見ること、花を植えたり、咲いている花を愛することも「文化」の一つと捉える
- ⇒ いつでもどこでも「文化がある」状況にしていくことが必要です。

### 子どもたちが文化を引き継ぐ人材となるためには

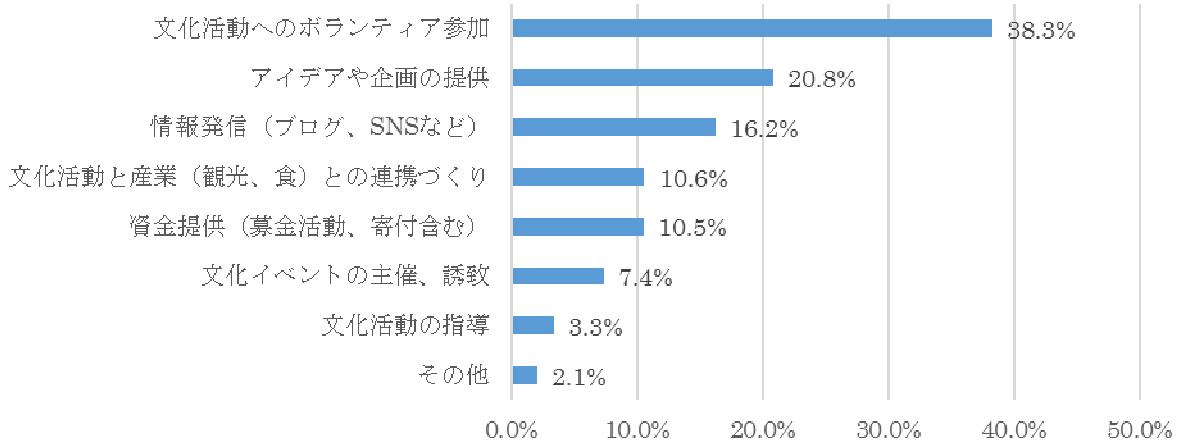


- 子どもたちが文化を引き継ぐ人材となるための取組としては、「学校や地域での文化事業の体験が必要」、「公演を鑑賞する機会の充実」などが挙げられました。

この結果から子どもたちが文化を引き継ぐ人材となるために

- ⇒ 学校や地域で、子どもたちが文化に触れる機会を創出したり増加させたりするなど、子どもたちが文化を体験する機会を創りだすことが必要です。
- ⇒ 芸術家の作品や公演を鑑賞する機会を増やすなど、子どもたちへの文化芸術に触れる機会を充実させていくことが必要です。

## 文化によるまちづくりを進めるためにできること



- 自分が文化によるまちづくりを進める上で取り組めることとしては、「ボランティア参加」が大きなウエイトを占めました。

この結果から文化によるまちづくりを進めていくために

⇒ 文化活動へボランティアで参加する人を増やすなど、ボランティア参加が行いやすい環境整備を行うことが必要と考えられます。

### 3 市民ワークショップ

市民大学文化学部の講座の一環として、まちづくりサポーターを含む受講生 20 人が、“人と地域がきらめく 文化の薫るまち” の実現についてワークショップを行いました。

#### (1) ワークショップ方式

“人と地域がきらめく 文化の薫るまち” が、自分から見て「実現している状況」について討議した後、実現している状況を目指すため、「平成 33 年までの 5 年間に取り組むこと」について、「市民」、「地域・団体」、「企業」、「行政」 グループ（取り組む主体）ごとに分かれて討議しました。

#### (2) ワークショップの結果について

##### ● 「市民」が取り組むこと：積極的な文化イベントへの参加



- ・文化活動に参加しやすいよう環境整備を行う
- ・文化活動へのボランティア人材を育成する

##### ● 「地域」が取り組むこと：子どもたちへの文化の伝承をする



- ・地域が連携し、子ども向けの文化体験の機会を増やす

##### ● 「企業」が取り組むこと：施設の公開、社会貢献活動の推進



- ・企業が持つ文化財や施設を公開する
- ・文化活動に企業の資金や物品の提供を行う
- ・従業員へ文化活動の参加を働きかける

##### ● 「行政」が取り組むこと：市民が文化にアクセスしやすい環境整備



- ・文化施設の整備、管理
- ・文化施設やイベントへのアクセス向上（交通面や土日開催等）
- ・文化イベントの情報を、わかりやすく効果的に発信する

## 4 国等の動向

### (1) 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）

- 新たな有望成長市場の創出（スポーツ・文化の成長産業化）

文化行政のコンセプト = 「保存継承」 + 「活用」「ビジネス」

⇒ 文化GDPの拡大を目指す

#### 《文化芸術の「稼ぐ力」の強化・積極的活用》

- ・地域の文化芸術資源の掘り起こし
- ・高い経済効果の創出と人材育成を重視した、文化芸術の創造支援と海外発信
- ・障害者、外国人等あらゆる人々の活躍の場の創出、文化芸術活動の裾野拡大
- ・異文化融合を促進する環境整備、人材育成

#### 《文化財の「稼ぐ力」の強化・積極的活用》

- ・地域の文化財の戦略的活用、適切な修理・美装化、施設の機能強化
- ・文化財を中心とする観光拠点整備
- ・文化財解説の多言語化等を通じた、文化財の価値・魅力の効果的発信

### (2) 2020東京オリンピック・パラリンピック

#### beyond 2020 プログラム（平成28年3月2日公表）

東京オリンピック・パラリンピックを、文化プログラムを通じて日本の魅力を発信する絶好の機会とし、2020年以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーを創り出していくため、各地域での取り組みを「beyond 2020 プログラム」として認定し、日本全国で展開する

#### 《文化力プロジェクト（仮称）コンセプト》

- ・日本の多様な文化力を高め、国民生活の質を向上する
- ・文化芸術を資源として、イノベーションを創出し、社会的・経済的課題を解決するとともに、文化GDPを増大する
- ・文化芸術により世界の人々との交流を進め、世界平和に貢献する

## テーマと重点アクション

本ビジョンでは、3つのテーマごとに重点的に取り組む事業を、「重点アクション」として位置づけています。

また、「重点アクション」以外に取り組むべき施策を「その他の施策」としています。

※その他の施策は、重点アクションに引き続き明記しています。

### テーマA 「まちじゅうアートフェスタ」

重点アクションI　UBEビエンナーレ開催

重点アクションII　うべの里アートフェスタ開催

重点アクションIII　まちなかアートフェスタ開催

重点アクションIV　宇部市芸術祭開催

### テーマB 「にぎわいのあるまち」

重点アクションI　中心市街地のにぎわい創出

重点アクションII　ときわ公園のにぎわい創出

### テーマC 「未来に向かうまち」

重点アクションI　文化活動推進のための人材育成及び  
活躍の場の創出

重点アクションII　子どもへの文化体験の取組

## 6

### テーマ別施策体系

#### テーマA まちじゅうアートフェスタ

- 戦災からのまちの復興と当時世界一と言われた公害問題を克服する過程で、日本で初めて「緑と花と彫刻によるまちづくり」に取り組んだ本市。この先人たちの精神（こころ）を受け継ぎ、世界最長の歴史を誇る野外彫刻のコンクール「UBEビエンナーレ（現代日本彫刻展）」を半世紀以上にわたり開催しています。
- 人口減少や少子高齢化が急速に進行し、本市ならではの地方創生に取り組んでいくにあたり、再びまちづくりの原点に立ち返り、「アートによるまちづくり」を推進し、「アート」の持つ力で「ひと」と「まち」の活力を生み出します。

#### これまでの取組

平成27年10月～11月にかけて、「ひと」と「まち」の活力を生み出すため、UBEビエンナーレを核として、同時期に開催される、うべの里アートフェスタ、まちなかアートフェスタ、宇都市芸術祭に、宇部の「食（グルメ）」の要素も加え、市内全域で魅力的なイベントの創出に取り組む「第26回UBEビエンナーレ×まちじゅうアートフェスタ2015」を新たに開催しました。

初開催ながら、市内外から14万人を超える多くの来場者を迎えるました。

#### 今後の課題

- これまで、独自に開催していたイベントを、「まちじゅうアートフェスタ」として、今後も相互に関連性を持たせ、市内全域での面的な取組を継続していくことが必要です。
- 彫刻だけでなく、絵画や美術、手工芸、また各種の催事やインсталレーションなどに取り組むとともに、生活や空間そのものをアートとする新たな展開も必要です。
- 四つの会場をつなぐ仕掛け（イベントや交通機関）や、開催時期以外の取組についても強化し、アートによるまちづくりを持続させていくことが必要です。

# テーマA 重点アクションと目標指標

## I UBEビエンナーレ開催

本市の重要な地域資源である彫刻と、彫刻のあるまちづくりに対する市民の誇りや愛着心を醸成するとともに、多彩な文化とのコラボレーションにより、「彫刻のまち宇部」を積極的にアピールし、交流人口の拡大を図ります。

### 取組内容

- ・「UBEビエンナーレ世界一達成市民委員会」を中心に、様々な関連イベントや音楽、演劇、絵画等の文化・芸術活動と連携した総合的なアートイベントとして魅力を高めるとともに、国内外に向けて積極的に情報発信を行い、認知度の向上を図ります。
- ・UBEビエンナーレ関連イベントや他の文化イベントとの連携を図り、子ども・青年層をはじめ、市民が気軽に参画できる仕組みをつくります。
- ・UBEビエンナーレに応募された模型作品を、「応募作品展」としてPRします。

目標指標	目標値(人)					
	H27(基準年度) (2015)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)
(隔年開催)来場者数	90,024	100,000	—	100,000	—	100,000

※UBEビエンナーレは隔年開催

## II うべの里アートフェスタ開催

2年に一度の「UBEビエンナーレ（現代日本彫刻展）」に合わせて北部地域でアートイベントを開催し、同地域の活性化や交流人口の増加、移住・定住を促進します。

### 取組内容

- ・北部地域在住の作家を中心に、地元作家によるアート作品の展示やワークショップを開催します。
- ・UBEビエンナーレ関連作家によるアート作品の展示やワークショップを開催します。
- ・地元の食材を使用した食の提供やグルメイベントを開催します。
- ・自然や歴史などの地域資源を紹介・PRしたり、地域資源を活用したイベントを展開します。
- ・地元行事と連携して、イベントを企画・実施します。

目標指標	目標値(人)					
	H27(基準年度) (2015)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)
(隔年開催)来場者数	16,223	20,000	1,000	20,000	1,000	20,000

### III まちなかアートフェスタ開催

中心市街地を舞台にした市民参加型のアートイベントで、様々な世代・ジャンルのアートを展開することにより、快適でにぎわいのある中心市街地を創出します。

#### 取組内容

子どもから大人、アマチュアからプロのアーティストまで、様々なジャンルの芸術イベント、ワークショップなどを開催することで、中心市街地に芸術の表現の場、芸術のふれあいの場の創出を図り、市民が気軽にアートに参画できる仕組みをつくります。

目標指標	目標 値 (人)					
	H27(基準年度) (2015)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)
(隔年開催)来場者数	19,023	19,500	—	19,500	—	19,500

### IV 宇部市芸術祭開催

多くの市民に各種文化活動の発表の場や鑑賞又は体験の機会を創出し、新たな創造意欲や文化活動への関心を喚起することにより、本市の文化の振興を図ります。

また、宇部文化連盟との共同主催をすることで、文化団体の主体的な参画を図り、団体の活性化を図ります。

さらに、子どもたちにも参加又は鑑賞の機会を創出し、伝統文化をはじめ、各文化活動への関心や興味の誘発を図ります。

#### 取組内容

- ・文化会館を主会場として、市民が参加、出演又は鑑賞する舞台・展示及び文芸などの文化行事を開催します。
- ・参加者の意欲向上、来場者の増加を図るため、ホームページ等を活用して積極的に情報を発信します。
- ・来場者、特に子どもたちの関心や興味を高めるため、ワークショップなど体験型のイベントを実施します。

目標指標	目標 値 (人)					
	H27(基準年度) (2015)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)
延べ参加者数 (出演者及び出品者)	2,353	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
鑑賞者数 (入場者及び観覧者)	21,892	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000

## 効果的な事業推進に向けて

# ～つなぐ・ひろがる “まち・ひと・アート”～

### つなぐ・ひろがる

UBEビエンナーレを核として、芸術作品から身近なアートまで、そして、宇部の食（グルメ）や文化をつなぎ、体験できる楽しい空間がまちじゅうにあふれる魅力的なイベントの広がりの創出に取り組み、宇部の魅力を創出し、これを全国に発信し広げ、新たな交流人口や定住人口を生み出します。

### 取組内容

- ・共通テーマで各イベントを実施します。
- ・各イベントの同時開催や、他イベントとの連携イベントを実施します。
- ・各会場をつなげる移動手段の確保や各会場を巡るツアーを実施します。
- ・地域イベント・地域活動や学校行事等との連携イベントを実施します。
- ・産業観光ツアーとの連携イベントを実施します。
- ・各イベントの開催地域の拡大を図るとともに、地域資源を活用したイベントを創出します
- ・各イベントを一体的・広域的に情報発信します

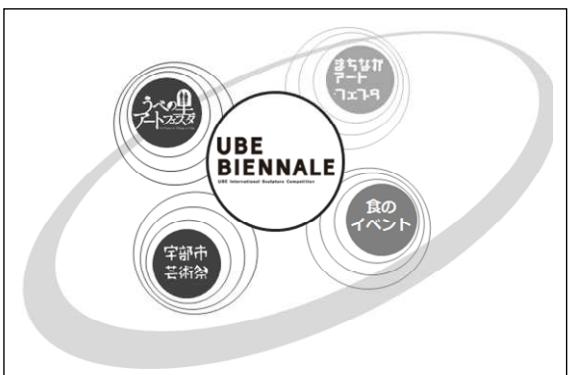
### 食(グルメ)

宇部の食（グルメ）を前面に打ち出し、誘客を図ると同時に、宇部の郷土料理や伝統食などのPRを行います。

また、各会場でグルメイベントを実施するとともに、会場周辺店舗とも連携した取組を行います。

### 取組内容

- ・飲食店等との連携で、特別メニューの設定や期間中の割引などを行います。
- ・中心市街地（まちなかアートフェスタ、宇部市芸術祭）については、夜間の時間帯の開催・営業も視野に入れて、中心市街地のにぎわい創出を図ります。



「第26回 UBEビエンナーレ×まちじゅうアートフェスタ2015」では、目標を大きく上回る延べ140,000人を超える来場者をお迎えすることとなりました。

2015年

## テーマA その他の施策

※「施策の柱」とは、「宇部市文化の振興及び文化によるまちづくり条例」に規定されているものです。

実施主体：公民連携…P 民間…民 ボランティア…ボ 宇部市…市

※「民間」とは、企業・各種NPO・商工会議所・自治会・市民団体等

施策の柱	番号	施策内容	取組主体
自主的な文化活動の促進	1	彫刻に親しみ、ふれあう機会を創出する企画展を開催する	P
本市独自の文化活動の継承・発展・活用	2	彫刻に関する授業やワークショップ、ガイドツアーを開催する	市 P
	3	公共施設等へ彫刻を設置する	市
	4	植物に魅力や親しみを感じる展示や講習会、園芸相談を開催する	市
文化財の保存・継承・活用	5	*テーマC関連：渡辺翁記念会館について、国の重要文化財であることをPRし、活性化を図る	P
子どもたちへの文化の教育と文化活動の支援	6	*テーマB関連：メディアアートなど、コンピュータ技術、電気通信技術等からなる、新たなアートの取り組みを図る	Pボ市
文化に触れる機会の充実	7	*テーマB関連：交流人口の増加を図るため、文化行事や文化活動等に参加できる機会を増やす	P
	8	*テーマB関連：様々な世代の人がアートに親しめる機会の創出を図る	P
	9	中心市街地を舞台にした市民参加型のアートイベントを行い、快適でにぎわいのある中心市街地を創出する	P
国内外における文化交流の促進	10	*テーマB関連：外国人に対し、日本文化の紹介や体験の機会を提供し、国際交流を促進する	Pボ市
	11	*テーマB関連：2020東京オリンピック・パラリンピックに伴う、文化プログラムを、関係団体と協働で実施する	Pボ市
文化活動を担う人材の育成と確保	12	*テーマC関連：若者が集まりやすい音楽イベント等を実施し、アーティスト育成につなげる	P
総合的な文化の振興のための体制整備	13	市民の積極的なイベント参加（出場・スタッフなど）を促す	P
文化施設の充実と管理運営	14	リニューアル後のときわミュージアムの魅力を効果的にPRし、新たな入館者とリピーターの確保に努める	市
産業経済分野との連携と情報の発信	15	「UBEビエンナーレ×まちじゅうアートフェスタ」の情報を発信する	P 市

## テーマB

## にぎわいのあるまち

- 本市では、市民の自主的で多彩な文化活動が盛んに展開されるとともに、国の重要文化財である「渡辺翁記念会館」をはじめ、国の登録記念物に選ばれた「ときわ公園」、その他近代化産業遺産など、特色ある独自性豊かな文化財産が存在しています。
- 市民による多彩な文化活動は、市民生活にうるおいや活力をもたらすとともに、本市独自の素晴らしい財産は、観光資源としても十分に活用できます。
- 文化活動への参加を望む市民のために、本市の文化資源を活用したイベントの開催や、文化活動団体への情報提供など、文化的交流を通じて活気とにぎわいのあるまちづくりを進めます。
- 本市独自の文化財産を観光・交流資源として有効活用し、地域主体の観光メニューを開発することなどにより、交流人口や定住人口の増加に取り組むとともに、地域の活性化を図ります。

### これまでの取組

渡辺翁記念会館においては、宇都市文化創造財団等と連携し、多くの市民が参加・出演する宇都市芸術祭や、様々なジャンルのコンサートなどを開催してきました。

ときわ公園においては、年間を通じたイベントの開催や、「ときわ動物園のリニューアル」などにより集客アップを図ってきました。

また、本市の地域資源と人材を活用した、まち歩きやふるさと体験、歴史、グルメやアートなど様々なジャンルのプログラムを「うべふるさとツーリズム」や各種着地型観光ツアーとして民間事業者やNPOと連携して実施してきました。

### 今後の課題

- 引き続き、渡辺翁記念会館やときわ公園の魅力を増大させ、市内外から誘客し、宇都市の活性化につなげていくことが重要です。
- 文化財をはじめ、文化財産を観光産業などにつなげ、文化によるまちの活性化、にぎわいの創出につなげていく必要があります。
- 温泉・神社仏閣等の「従来型観光」以外の、歴史ドラマやまち歩き、文化・自然体験などへの関心が高まる中、新たな観光ニーズへの対応が必要です。

## テーマB 重点アクションと目標指標

### I 中心市街地のにぎわい創出

本市では、「都市の低炭素化の促進に関する法律」の施行を受け、まちづくりに、地球環境に優しい暮らし方や少子高齢化社会における暮らしなど、課題解決に向けた新たな視点を盛り込み、魅力的で利便性の高い、にぎわいのある持続可能なコンパクトなまちづくりを進めるため、平成27年に「宇部市にぎわいエコまち計画（低炭素まちづくり計画）」を策定し、市の顔としての中心市街地の魅力向上を図る施策に取り組んでいます。

「にぎわいエコまち計画」で重点整備地区として位置づけられた「宇部新川駅周辺地区」と「中央町三丁目」には、渡辺翁記念会館や文化会館、まちなか市民★きらめきギャラリー、さらに、平成27年にオープンした川崎美術館があります。

これらを相互に連携させ、文化事業の活性化を図り、中心市街地のにぎわい創出につなげます。

#### 取組内容

- ・渡辺翁記念会館や文化会館における公演や講演会・展示会などを積極的に開催します。
- ・渡辺翁記念会館とまちなか市民★きらめきギャラリー、川崎美術館での相互連携の事業を実施します。
- ・宇部新川駅等を発着点とし、渡辺翁記念会館・文化会館・多世代交流スペース・銀天エコプラザ等と連携した、まち歩きやふるさと体験事業を実施します。
- ・グルメやアートなど様々なジャンルのプログラムを民間事業者やNPO団体等と連携して開催します。
- ・渡辺翁記念会館をはじめとする、市内の村野藤吾建築を顕彰する事業を実施します。

目標指標	目標 値 (人)					
	H27(基準年度) (2015)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)
記念会館・文化会館 延べ来場者数	153,896	155,000	160,000	165,000	175,000	180,000
記念会館公演等回数	98	100	105	110	115	120
文化会館ホール 公演等回数	102	105	110	115	120	125

## Ⅱ ときわ公園のにぎわい創出

ときわ公園活性化基本計画に基づき、日本一の「自然体感テーマパーク」を目指し、市民の憩いの場のさらなる充実とともに、観光施設としても魅力のグレードアップを図るため、イベントやスタディツアなどのソフト事業、情報発信やおもてなしの強化などに積極的に取り組み、合わせて文化の振興に寄与します。

### 取組内容

- ・ときわミュージアムのリニューアルなど園内施設を充実します。
- ・ときわ公園の風景や歴史など、既存資源のポテンシャルを最大限活用し、新たな魅力を創出します。
- ・一年を通して様々なイベントの実施と民間プロデュースによる充実したイベントを開催するとともに、石炭記念館等文化遺産の活用や文化に触れる機会を提供します。
- ・宿泊プランやスタディツアなどの商品開発を行い、県内観光施設、近隣宿泊施設、ボランティア団体、市民活動団体等と連携しながら観光客を誘致します。
- ・日本の都市公園 100 選、さくら名所 100 選などに選ばれた総合公園として積極的に P R するため、定期的な情報発信や新たな情報発信コンテンツの活用など、情報発信力を強化します。
- ・ときわ公園公式ホームページや施設ガイド、案内標識板等を多言語化し、海外からの観光客の誘致を強化します。

目標指標	目 標 値 (人)					
	H27(基準年度) (2015)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)
ときわ公園年間入園者数	601,000	750,000	800,000	800,000	800,000	800,000

# ～中心市街地のにぎわいの創出～

## 渡辺翁記念会館・文化会館とアート

### 渡辺翁記念会館・文化会館

渡辺翁記念会館は、宇部市発展の基礎を築いた渡辺祐策翁の遺徳を記念して、翁の関係した7事業各社（宇部興産株式会社の前身会社）の寄付を得て、昭和12年に竣工しました。記念会館は著名な建築家、村野藤吾設計の傑作として国内外に広く知られた建造物で、昭和49年には隣接に同氏の設計する文化会館が完成して以来両会館は一体的に運営されています。

渡辺翁記念会館は、平成17年には、国の重要文化財に指定されるなど、宇部市の貴重な文化遺産であり、宇部市の玄関口で最大の交通結節点である宇部新川駅に隣接する両会館は、宇部市の文化活動の拠点となっています。

また、近隣には、コンベンション機能（文化公演・講演なども開催される）を持つ二つの都市型ホテルや、山口大学医学部、また、商業・業務地区などが拡がり、両会館の文化事業が活性化され、来場者が集まることにより、にぎわいの創出につなげる図ることができます。

また、産業観光やうべふるさとツーリズム等と連携して、産業、観光、まちづくり、福祉など多様な分野への波及効果を図ります。

さらに、渡辺翁の理念を受け継ぎ、渡辺翁記念会館や文化会館を中心に、宇部市文化創造財団とも連携しながら将来を担う子どもたちや若者、子育て世代に、様々な公演等の鑑賞機会を創出していく予定です。



国の重要文化財  
渡辺翁記念会館 1937年竣工  
村野藤吾設計の傑作として国内外に  
広く知られた建造物です

## 効果的な事業推進に向けて

### ～ときわ公園の活性化～ 日本一の“自然体感テーマパーク”を目指して

#### ときわ公園

昭和33年に常盤遊園地が開園して以来、市民の憩いの場として、また本市の貴重な観光施設として多くの市民や観光客に利用されています。

公園の魅力づくりによる入園者の増加と持続可能な公園運営を図るための効果的かつ効率的な活性化方策を示し、「環境・芸術・スポーツ・福祉」の融合した先進的なモデル公園を目指し、様々な施策を展開してきました。さらに、ときわ公園の魅力をグレードアップさせ、入園者を増やすことで新しい人の流れをつくり、地域経済活性化につなげるため、平成28年2月に「ときわ公園活性化基本計画」を策定しました。

中でも、大きく魅力を向上させたのが、平成28年にグランドオープンした「ときわ動物園」です。野生動物の生息環境を園内に再現することで、本来の行動を発揮させる「生息環境展示」の手法を国内で初めて全園に取り入れた動物園で、ユニークで貴重な動物種を自然のままの姿で観察できます。

また、「緑と花と彫刻のまち宇部」の歴史的ドラマをもつUBEビエンナーレ（現代日本彫刻展）や、国内初となった公園維持管理のための障害福祉サービス事業所の開設など、まさに日本一が集まったオンリーワンの総合公園として、ときわ公園は進化し続けています。

これらの多様な資源は、宇市の財産であり、市民の誇りです。緑あふれる湖畔をウォーキングしたり、園内のイベントやまつりに参加して家族や仲間と憩いの時間を過ごしたりと、まるでテーマパークのように人それぞれ、いろいろな楽しみ方ができます。

今後は、この貴重な資源を活用し、さらに進化させ、動物や植物、花木や自然などを通して、ふれあい、体感することで、生命や自然環境、歴史、文化芸術を誰もが楽しみながら学べる日本一の“自然体感テーマパーク”を目指します。



「蟻の城」 向井 良吉 1962年

宇部をテーマとした彫刻で、ときわ公園で制作されました。

## テーマB その他の施策

※「施策の柱」とは、「宇部市文化の振興及び文化によるまちづくり条例」に規定されているものです。

実施主体：公民連携…P 民間…民 ボランティア…ボ 宇部市…市

※「民間」とは、企業・各種NPO・商工会議所・自治会・市民団体等

施策の柱	番号	施策内容	取組主体
自主的な文化活動の促進	1	渡辺翁記念会館等において、文化事業を開催する市民団体に対し、使用料の減免等の助成を行い、利用の促進に努める	P
	2	第九演奏会では、市内の音楽関係者で構成された実行委員会を組織し、市民の意見を取り入れながら演奏会の企画及び運営を行う	P
本市独自の文化活動の継承・発展・活用	3	花いっぱい運動記念ガーデンを利用した市民参加型の取組を計画する	ボ 市
文化財の保存・継承・活用	4	中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源の既存ストックを有効活用する。	P 市
	5	郷土史テーマ別展示や史跡探検ツアーを宇部地方史研究会の企画運営により実施する	P ボ
	6	文化活動団体と連携して「憩いの家」の利活用を図る	P 市
子どもたちへの文化の教育と文化活動の支援	7	*テーマB関連：メディアアートなど、コンピュータ技術、電気通信技術等からなる、新たなアートの取り組みを図る	P
文化に触れる機会の充実	8	交流人口の増加を図るために、文化行事や文化活動等に参加できる機会を増やす	P
	9	多世代交流スペースや銀天プラザなどの活用を図る	P
	10	既存の広場等を活用したイベント実施数の拡大に向け、市民への周知を図る	市
	11	様々な世代の人がアートに親しめる機会の創出を図る	P
	12	メディアアートなど、コンピュータ技術、電気通信技術等からなる、新たなアートの取り組みを図る	P
	13	*テーマA関連：中心市街地を舞台にした市民参加型のアートイベントを行い、快適でにぎわいのある中心市街地を創出する	P
国内外における文化交流の促進	14	ユネスコ思想の普及啓発活動を行っている宇部ユネスコ協会を支援する	P

	15	外国人に対し、日本文化の紹介や体験の機会を提供し、国際交流を促進する	Pボ市
	16	海外都市との青少年交流を進め、異文化間における相互理解を促進する	Pボ市
	17	2020東京オリンピック・パラリンピックに伴う、文化プログラムを、関係団体と協働で実施する	Pボ市
文化活動を担う人材の育成と確保	18	アーティストインレジデンスを活用し、アーティストとの交流を通じ、市民がアートにふれあう機会を創出する	P
総合的な文化の振興のための体制整備	19	*テーマC関連：文化活動に参加・鑑賞できる機会を数多く提供する	P
	20	*テーマC関連：著名なアーティストによる公演や展覧会などを開催する	P
文化施設の充実と管理運営	21	渡辺翁記念会館・文化会館・ヒストリア宇部において、指定管理者制度による効率的・合理的な施設の管理運営を図る	P
	22	まちなか市民★きらめきギャラリーにおいて、多彩な財団自主事業の実施を行い、利用者の増加を図る	P
	23	まちなかイベント広場について、市民に周知を行いイベント広場を活用してもらう	P
産業経済分野との連携と情報の発信	24	本市の魅力を発信するため、箏曲コンクール参加者を対象とした市内観光ツアーを行う	市
	25	まち歩きやふるさと体験、グルメやアートなど様々なジャンルのプログラムを民間事業者やNPO団体等と連携して開催する	民 市
	26	産業観光推進については、土日の催行や食の充実などを関係者・団体等と検討し、受注型・募集型のバスツアーを催行するとともに、宿泊施設とタイアップし、域内への宿泊を促進する	民 市
	27	本市の1次産品とその加工製品を全国にPRするため、「うべ元気ブランド」を認証するとともに、認証製品の製造及び販路拡大を支援する	民 市
	28	「赤間硯」の後継者育成につながる事業の実施（製作体験等）、新たな商品の開発、展示会・イベントへの出展を行う	民 市
	29	宇部まつり、花火大会、新川市まつりなどを開催する	P
	30	文化事業について、積極的・効果的に情報発信を行う	P 市
	31	地域のお祭りや文化活動に企業の資金・物品の提供を促進させる	民 市

## テーマ C

## 未来に向かうまち

- 文化の主体は「ひと」であり、文化は「ひと」から「ひと」へと受け継がれ、文化活動を継続することで、自然と次世代へ受け継がれていくものです。
- 文化が途切れることなく伝承される環境を整えるために、地域文化の伝承者や芸術家、さらには文化活動をサポートする幅広い人材を育成・確保することにより、市民の文化活動の幅を広げ、文化が継承・発展されることを支援していきます。
- また、将来を担う子どもたちが、ふるさとへの誇りや愛着心を抱くことができるよう、本市の歴史や文化、地域資源を学ぶ機会を増やしていきます。

### これまでの取組

宇部市文化創造財団と連携して、多彩で本格的な文化事業を自主的に運営する体制構築を支援してきました。

また、小・中学生を対象とした様々な文化を体験できる機会として、「子ども伝統文化わくわく体験学校」や「子ども文化夢教室」を市内文化団体の協力を得ながら開催し、人材の育成に取り組みました。

宇部志立市民大学文化学部では、これまで 150 人の市民が本市の文化を学び、その後も 25 人が文化まちづくりサポーターとして、文化事業を支えています。さらに、市民大学卒業生を対象に、より深い専門知識や技術を習得し、実践能力を培うために設置した宇部志立市民大学大学院では、文化学コースにおいてこれまでに 22 人が学んでいます。

### 今後の課題

- 将来を担う子どもたちの育成のため、学校現場での文化芸術の教育を望む意見が多いことから、学校で文化芸術に触れる機会を増やす必要があります。
- 家庭での子どもたちの文化芸術体験は、個々の家庭環境により行政や学校等での文化芸術体験に期待されることが多いことから、社会包摂的な施策を検討する必要があります。
- 地域社会において幅広い層の社会参加を進めていくため、高齢者や障害者、在留外国人等に対する文化活動への参加促進を図ることが必要です。

## テーマC 重点アクションと目標指標

### I 文化活動推進のための人材育成及び活躍の場の創出

市民が、本市独自のまちづくりの歴史や文化を学ぶことにより、文化によるまちづくりを進めるための人材を育成し、そしてその人材の地域内外での活躍により、本市の市民力の向上や地域活動の活性化を図り、もって本市の文化力を高めていきます。

#### 取組内容

- ・市民大学文化学部では、本市独自のまちづくりの歴史や文化を楽しく学べるカリキュラムを展開し、文化まちづくりサポーターとなる人材を育成します。
- ・文化まちづくりサポーターが、文化イベントなどの企画・運営スタッフ等として活動するため、地域や文化団体等へ人材情報を提供します。
- ・地域活動の支援のため、地域固有の歴史、文化、自然を保存・継承し、地域の魅力向上や誇りの醸成を図るため、学習等への講師派遣や支援を実施します。

目標指標	目標値 (人)					
	H27（基準年度） (2015)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)
市民大学文化学部の受講生	23	30	30	30	30	30

## **II 子どもへの文化体験の取組**

歴史と伝統の中から生まれ、守り伝えられてきた伝統文化を、将来にわたって確実に継承し、発展させていくための活動を支援するとともに、次世代を担う子どもたちが歴史・伝統・文化に対する関心や理解を深め、尊重する態度を育てることにより、豊かな人間性を養います。

また、小中学校において、地域の伝統的産業である琴や赤間硯を活用した授業を通して、本市の伝統工芸への興味や関心を喚起させます。

さらに、平日の放課後や週末等に地域の方々の参画を得て、子どもたちが勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動に取り組むことにより、地域社会の中で子どもたちを見守り育んでいく環境づくりを進め、自主性・社会性・創造性豊かな子どもの育成を図ります。

地域学童保育については、利用児童に、地域のボランティア等が持つ様々な知識や技能を活かして、勉強やスポーツ・文化、体験活動を行う機会を提供することで、子どもたちの心豊かな成長を助長します。

### **取組内容**

- ・ 小・中学生を対象とした様々な伝統文化を体験できる機会として「子ども伝統文化わくわく体験学校」を市内文化団体の協力を得ながら開催します。
- ・ 「子ども伝統文化わくわく体験学校」を主管する各文化団体を支援します。
- ・ 地域の伝統的産業である琴や赤間硯を活用した授業を通して、地域の伝統・文化を踏まえた教育を推進します。
- ・ 彫刻に親しむ機会を創出するため、小学校では彫刻の見学や作品制作を行い、中学校では専門家の指導による作品制作を実施します。
- ・ 地域の子どもと大人との積極的な交流を行い、地域コミュニティの充実を図ります。
- ・ 放課後や週末等に、勉強やスポーツ・文化、体験活動、地域住民との交流活動の機会を創出し、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。
- ・ 地域学童保育の活動として、地域のボランティア等の協力を得ながら、勉強やスポーツ・文化、体験活動など児童の健全育成につながる取組に対し、支援を行います。
- ・ 小学生の文化体験活動の一環として、市内外の専門家から直接指導を受けるワークショップ型の教室を開催します。

目標指標	目標値					
	H27（基準年度） (2015)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)
琴を活用した授業を行う中学校数	13	12	12	12	12	12
硯を活用した授業を行う小学校数	12	24	24	24	24	24
彫刻教育を実施した学校数	29	36	36	36	36	36
放課後子ども教室への年間参加児童数	20,217	20,200	20,200	20,200	20,200	20,200
外部人材活用事業補助金交付団体数	10	15	15	15	15	15

## 効果的な事業推進に向けて

### 文化芸術の創造・継承と体験機会の創出

～産官学民が連携し、地域の文化資源を活用した人材育成・地域活性化を図る～

#### 文化芸術創造・活用のためのプラットフォームを形成

伝統文化、生活文化、芸術など多様な文化芸術の振興を図るために、産官学民が連携し、より多くの市民が文化芸術に触れ、創造・継承することができるよう、機会の創出を図っていく必要があります。

同時に、文化芸術活動の担い手や専門的人材を育成・確保していくために、アーティストや文化活動団体の技術・技能の向上、ボランティア人材の育成・活用に向けた支援も必要です。

文化芸術を持続的に発展させていくために、幅広いネットワークを形成し、「市民一人ひとりが活躍できる社会」、「誰もが文化芸術を楽しむことができる社会」の実現を目指します。

#### 取組内容

- ・多様な文化芸術活動の振興
- ・文化芸術活動の担い手、専門的人材の育成
- ・産官学民のネットワークを形成

ネットワークイメージ：市、文化創造財団、産業界、アーティスト、文化団体、  
芸術・文化施設、教育機関、福祉施設、近隣自治体

#### 文化芸術を楽しむ環境づくり(社会包摂)

文化芸術は限られた人々だけの特別なものではなく、人々の生活に溶け込み、身近にあるものです。

文化芸術を創造・発表・享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは人々の変わらない願いであることを踏まえ、情報発信を強化しながら、地域的、身体的、社会的な状況に関わらず文化芸術に関わることできる機会を整備し、文化芸術における社会包摂が図られる施策を推進します。

#### 取組内容

- ・学校教育における文化芸術活動の振興
- ・地域住民と連携した伝統文化・文化財の継承
- ・高齢者、障害者、在留外国人、子育て中の人々などが文化活動を行いやすい環境整備
- ・文化施設の活用を推進
- ・文化芸術情報の発信力を強化

## テーマC その他の施策

※「施策の柱」とは、「宇部市文化の振興及び文化によるまちづくり条例」に規定されているものです。

実施主体：公民連携…P 民間…民 ボランティア…ボ 宇部市…市

※「民間」とは、企業・各種NPO・商工会議所・自治会・市民団体等

施策の柱	番号	施策内容	取組主体
自主的な文化活動の促進	1	図書館利用者の拡大、読書活動の推進及び生涯学習の振興を図る	市
	2	地域の教育力（人・自然・文化等）を活かしたコミュニティ・スクールの取組を支援する	P
	3	企業内で文化芸術に関連した行事を開催するよう働きかけを行う	P
本市独自の文化活動の継承・発展・活用	4	地元への関心を育み地域文化を継承するため、勉強会を開催するよう働きかける	P
	5	特産品に関連したイベントを実施する	P
	6	市内の一次産品を使った料理コンテストを開催する	P 市
文化財の保存・継承・活用	7	文化財の周辺環境の整備や、説明板・標柱等を設置する	市
	8	文化財管理者及び文化財愛護活動団体への助成を行う	市
	9	文化財や芸術作品の保護管理と環境の体制整備を行い、ふるさとの歴史と文化の継承を行う	市
	10	渡辺翁記念会館について、国の重要文化財であることをPRし、活性化を図る	P
	11	企業が保有する文化財・施設等を公開していくよう働きかける	民 市
子どもたちへの文化の教育と文化活動の支援	12	ふるさと学習副読本を編集・発行し、毎年度小学4年生と中学1年生の全児童・生徒に配布する	市
	13	読書を通じて、文学への興味・関心を持たせ、子どもたちの表現力、想像力や感性を養い、心豊かな成長を支援する	市
	14	*テーマB関連：メディアアートなど、コンピュータ技術、電気通信技術等からなる、新たなアートの取り組みを図る	P ボ 市
	15	自主性・社会性・創造性豊かな子どもの育成を図る	P
	16	子どもたちが地域の中で、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動の機会を提供する	P
	17	小・中学校の総合的な学習の時間において、地域の文化や文化財を活用した学習活動を行う	P
文化に触れる機会の充実	18	市民教養講座を開催し、各界で活躍する著名人を講師として招き、市民の知識、教養を高める機会を提供する	P
	19	医療・福祉施設に、音楽会などの慰問を行う	P

国内外における文化交流の促進	20	*テーマB関連：2020東京オリンピック・パラリンピックに伴う、文化プログラムを、関係団体と協働で実施する	Pボ市
文化活動を担う人材の育成と確保	21	アートパフォーマーバンクの登録者・利用者の増加を図る	P
	22	市民が様々なボランティア活動に積極的に参加する（まちの清掃活動、本の読み聞かせ、観光おもてなしガイドなど）	民ボ
	23	地域の交流・癒しの場づくりのための有償ボランティアの組織づくりを行う	P
	24	若者が集まりやすい音楽イベント等を実施し、アーティスト育成につなげる	P
	25	音楽家を育成する「新人発掘コンテスト」を実施する	P
総合的な文化の振興のための体制整備	26	文化活動に参加・鑑賞できる機会を数多く提供する	P
	27	著名なアーティストによる公演や展覧会などを開催する	P
	28	文化活動に参加しやすいよう、土日や平日夜間の文化イベントを積極的に開催する	P
	29	地域の公園を地域で見守り、管理する。及びそのための体制の充実を図る	民ボ
文化施設の充実と管理運営	30	図書館・学びの森くすのきにおいて、生涯学習の拠点施設として、資料情報の収集、整理、保存、また、情報化・国際化など社会の進展に応じた情報の収集、サービスの提供を行う	市
	31	学びの森くすのきにおいて、専門的知識を持つ司書や学芸員を中心に市民ボランティアによるレファレンス機能の充実を図り、市民の学習活動を支援する	Pボ市
	32	学びの森くすのきにおいて、博物館機能の充実を図り、各種プログラムを企画・実施する	市
	33	ICシステムを年次的に整備し、図書館利用者の利便性向上と読書環境の充実を図る	市
産業経済分野との連携と情報の発信	34	川崎美術館と連携し、市民が文化に触れる機会の拡充を図る	P

# 宇都市文化の振興及び文化によるまちづくり条例

(平成22年条例第57号)

原文縦書

文化は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎを与え、豊かな人間性や創造力を育み、また、人を育て、人ととのつながりを生み出すものであり、子どもたちの健やかな成長や心豊かな市民生活のために欠かせないものであります。

そして、観光や産業など他の分野の活力を促し、まちを豊かにするための重要な要素でもあります。

石炭産業の振興により発展したわがまちでは、先人たちの献身的な取組の中で「共生同榮・協同一致」の精神が生まれ、戦災復興や公害対策の中で、緑化運動や花いっぱい運動などの市民一丸となった活動につながりました。

そして、それらの活動は、荒廃した生活空間や青少年の心の蘇生を願い、「自然と人間の接点を芸術から」という先駆的な観点で始まった野外彫刻でまちを飾る運動へと発展し、本市独自の文化が創造されました。

この独自の文化は、ビエンナーレ形式の野外彫刻展という形で歴史を刻み、まちの至る所で野外彫刻が鑑賞できる本市固有の情景が生まれました。

また、市内には、産業都市としての本市の歩みを印象づける数々の近代化産業遺産があります。

特に昭和初期の建築美を今に伝え、国の重要文化財にも指定されている渡辺翁記念会館は、音響効果に優れた音楽ホールとして高い評価を得て、国内外の著名な音楽家等の公演が行われるとともに、隣接する文化会館とあわせ、市民団体等による舞台芸術の発表・鑑賞の機会を支える市民の幅広い文化活動の場として活用され、親しまれています。

このような本市独自の文化や歴史的・文化的資産を次世代に引き継ぐとともに、さらに発展させ、新たなまちの活力を生み出すため、市と市民が協働して、文化の振興と文化によるまちづくりに取り組むことを目指し、この条例を制定します。

## (目的)

第1条 この条例は、文化の振興及び文化によるまちづくりを進めるための基本理念を定めるとともに、市並びに市民、市民団体及び事業者の役割その他基本的な考え方を明らかにすることにより、本市の文化の振興及び文化によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもたちの健やかな成長、心豊かな市民生活及び活力あるまちの創造に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において「文化」とは、芸術、芸能、伝統文化、生活文化その他市民が主体的に行う創造的な諸活動及び文化財（近代化産業遺産（日本の産業の近代

化を支えた建造物、機械等で、経済産業省が各地域から募集し、認定した文化遺産の一分類をいう。) を含む。以下同じ。) をいう。

(基本理念)

第3条 市並びに市民、市民団体及び事業者（以下「市民等」という。）は、文化の振興及び文化によるまちづくりを進めるに当たっては、次に掲げる理念を基本とする。

- (1) 文化に関する活動（以下「文化活動」という。）を行う市民等の自主性及び創造性並びに活動の多様性を尊重すること。
- (2) 市の独自性あふれる文化活動及び文化財を保存し、継承し、発展させ、及び活用すること。
- (3) 市民すべてが文化を創造し、及び享受することができるることを尊重し、市民の文化意識が高まり、市民等の文化活動が活発に行われるような環境の整備に努めること。
- (4) 文化の振興に関する活動及び取組を観光、産業その他の分野の活動に連携させ、市の活力を高めること。

(市の役割)

第4条 市は、市民等と協働して、文化の振興及び文化によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、文化の振興及び文化によるまちづくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、自らが文化の担い手として、文化の創造、享受、継承及び発展並びにこれらの発信に積極的に努めるものとする。

2 市民等は、多様な文化活動を理解し、尊重し、及び相互の交流に努めるものとする。

(基本方針の策定)

第6条 市長は、文化の振興及び文化によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な指針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市民等の自主的な文化活動の促進及び文化活動への意識の啓発に関するこ。
- (2) 本市独自の文化活動である緑と花と彫刻によるまちづくり及び伝統文化の継承、発展及び活用に関するこ。
- (3) 渡辺翁記念会館を始めとした文化財の保存、継承及び活用に関するこ。
- (4) 学校、家庭及び地域における子どもたちへの文化に関する教育及び子どもたちの文化活動への支援に関するこ。
- (5) 文化の創造若しくは鑑賞又は文化活動への参加その他広く市民等が文化に触れる機会の充実に関するこ。

- (6) 文化を通じた市民等の国内外における交流の促進に関すること。
- (7) 文化活動を担う人材の育成及び確保に関すること。
- (8) 総合的に文化の振興を進める体制の整備に関すること。
- (9) 文化施設の充実及び効率的かつ効果的な管理運営に関すること。
- (10) 文化の振興に係る取組と産業経済分野との連携及び情報通信技術を活用した効果的で魅力的な文化に関する情報の発信に関すること。

3 市長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ次条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(審議会)

第7条 前条第3項に定めるもののほか、本市の文化の振興及び文化によるまちづくりに関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議させるため、宇部市文化振興まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、市民、学識経験者及び文化活動を行う関係者又は関係団体の代表者のうちから、市長が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市規則で定める。

附 則 （平成22年12月28日条例第57号） 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に市長が任命する審議会の委員の任期は、第7条第4項本文の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

（以下略）